特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	生活保護関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、生活保護関係事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	天草市では、生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての者に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ①生活保護世帯に対する保護の変更、停止、停止又は廃止、開始決定及びケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費に係る各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定及び支給。 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥生活保護世帯の家庭を訪問し、実態把握及び指導援助の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各種調査（病状調査、預貯金調査、課税調査、扶養調査等）の実施 ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 生活保護システム　2. MICJET番号連携サーバ　3. 中間サーバ　4. 生活保護レセプト管理システム　5. 統合専用端末　6. 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
（1）生活保護個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　第9条第1項　別表の23の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42，43，161，162項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13，14，18，20，28，37，40，42，48，49，53，59，63，69，74，75，76，86，87，89，96，108，125，132，141，144，151，155，158，161，167，168，169，170，171，172項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　福祉課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6071　mail:shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「天草市特定個人情報等取扱規定」及び「特定個人情報に関する安全管理措置」に基づき運用する。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、鍵付き棚等に保管している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等は、保存期間が過ぎたら速やかに廃棄している。 ・情報政策課・市民環境課で開催する「情報セキュリティ研修会」に参加している。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「天草市特定個人情報等取扱規定」及び「特定個人情報に関する安全管理措置」に基づき運用する。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、鍵付き棚等に保管している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等は、保存期間が過ぎたら速やかに廃棄している。 ・情報政策課・市民環境課で開催する「情報セキュリティ研修会」に参加している。 ・情報セキュリティ実施手順書、情報資産脅威発生時連絡体制図を作成し、管理体制を整えている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法　第9条第7号　別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二の9，10，14，16，24，27，28，30，31，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120項	事後	一部変更
平成29年7月25日	連絡先	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　福祉課 〒863－0013　熊本県天草市今釜新町3715 TEL　0969－32－6071 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月31日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年1月31日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長　磨田峰男	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱ1. 対称人数 いつ時点の係数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム　2. MICJET番号連携サーバー　3. 中間サーバー	1. 生活保護システム　2. MICJET番号連携サーバー　3. 中間サーバー　4. 生活保護レセプト管理システム	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅰ.8.連絡先	健康福祉部　福祉課 〒863－0013　熊本県天草市今釜新町3715 TEL　0969－32－6071 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6071 mail：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱ.1. 対象者人員	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱ.2. 取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	Ⅰ.8.連絡先	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－1111 mail：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6071 mail：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和2年7月7日	Ⅱ.1. 対象者人員	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	一部変更
令和2年7月7日	Ⅱ.2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年11月5日	Ⅰ.4.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二の9，10，14，16，24，27，28，30，31，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の9，10，14，16，24，27，28，30，31，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120項	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	天草市では、生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての者に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ①生活保護世帯に対する保護の変更、停止、停止又は廃止、開始決定及びケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費に係る各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定及び支給。 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥生活保護世帯の家庭を訪問し、実態把握及び指導援助の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各種調査（病状調査、預貯金調査、課税調査、扶養調査等）の実施	天草市では、生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての者に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ①生活保護世帯に対する保護の変更、停止、停止又は廃止、開始決定及びケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費に係る各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定及び支給。 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥生活保護世帯の家庭を訪問し、実態把握及び指導援助の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各種調査（病状調査、預貯金調査、課税調査、扶養調査等）の実施 ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	事務追加に伴う概要の修正
令和5年6月5日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1. 生活保護システム　2. MICJET番号連携サーバ　3. 中間サーバ　4. 生活保護レセプト管理システム	1. 生活保護システム　2. MICJET番号連携サーバ　3. 中間サーバ　4. 生活保護レセプト管理システム　5. 統合専用端末　6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務追加に伴うシステムの修正
令和5年6月5日	Ⅰ-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の9，10，14，16，24，27，28，30，31，50，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，116，120項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の9，10，14，16，18，20，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，113，116，120項	事前	事務追加に伴う修正
令和6年3月21日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅰ-3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 別表第一の15の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 別表の23の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年11月29日	Ⅰ-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の26項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二の9，10，14，16，18，20，24，26，27，28，30，31，37，38，42，50，53，54，61，62，64，70，87，90，94，104，106，108，113，116，120項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42，43，162項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13，14，18，20，28，37，40，42，48，49，53，59，63，69，74，75，76，86，87，89，96，108，125，132，141，144，151，155，158，161，167，168，169，170，171，172項	事後	番号法改正に伴う追加修正
令和6年11月29日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅳ.8.人手を介在させる作業		選択肢、判断の根拠を追加記入	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年11月29日	Ⅳ.11.最も優先度が高いと考えられる対策		選択肢、判断の根拠を追加記入	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年11月29日	Ⅰ-9.規則第9条第2項の適用			事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年8月22日	Ⅱ.1.対象者人員	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	一部変更
令和7年8月22日	Ⅱ.2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	一部変更
令和8年2月18日	Ⅰ-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42，43，162項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13，14，18，20，28，37，40，42，48，49，53，59，63，69，74，75，76，86，87，89，96，108，125，132，141，144，151，155，158，161，167，168，169，170，171，172項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42，43，161，162項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13，14，18，20，28，37，40，42，48，49，53，59，63，69，74，75，76，86，87，89，96，108，125，132，141，144，151，155，158，161，167，168，169，170，171，172項	事後	法令改正による条項変更
令和8年2月18日	Ⅱ.1.対象者人員	令和7年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	再実施に伴い変更
令和8年2月18日	Ⅱ.2.取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	再実施に伴い変更
令和8年9月4日	Ⅱ.1.対象者人員	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	一部変更
令和8年9月4日	Ⅱ.2.取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	一部変更